政令第四百七十九号

資産の流動化に関する法律施行令

内閣は、 資産の流動化に関する法律 (平成十年法律第百五号)の規定に基づき、及び同法を実施するため

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令(平成十年政令第二百七十九号)の全部を改正

するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 特定目的会社制度 (第二条 - 第二十五条)

第三章 特定目的信託制度 (第二十六条 - 第五十五条)

第四章 雑則 (第五十六条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この政令において「特定資産」、 「特定目的会社」、「特定社債」、 「特定目的信託」又は「受託

信託会社等」とは、 それぞれ資産の流動化に関する法律(以下「法」という。 第二条に規定する特定資

産、 特定目的会社、 特定社債、 特定目的信託又は受託信託会社等をいう。

第二章 特定目的会社制度

法第三条第二項第三号等に規定する政令で定める使用人)

法第三条第二項第三号 (法第十一条第五項において準用する場合を含む。) 及び第六十六条第五号

を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定めるものとする。 法第八十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める使用人は、 営業所の業務

資産流動化計画の計画期間)

法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、 同項に規

定する政令で定める期間は、 当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

次に掲げる特定資産 二十年

イ 動産 (有価証券を除く。)

- ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
- 二 次に掲げる特定資産 二十五年
- 1 特許権、 実用新案権、 意匠権、 商標権、 回路配置利用権又は育成者権(これらの権利を利用する権

利を含む。)

イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信

託する信託の受益権

三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産

五十年

優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者)

第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であって政令で定めるものは、 次に掲

げる者とする。

- 弁護士であって次に掲げる者以外のもの
- イ 当該特定目的会社の役員又は使用人
- ロ 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

公認会計士 (公認会計士法 (昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第三項に規定する外国公認会

計士を含む。以下この号において同じ。)又は監査法人であって、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあっては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

② 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

ロ 監査法人にあっては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2)業 務 の停止の処分を受け、 その停止の期間を経過しな い者

 \equiv 弁理士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が特許権、 実用新案権、 意匠権若しくは商標権

これらを利用する権利を含む。)又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のもの(特定資産が不動産 (土地若しくは建物又はこれらに

関する所 有権以外の 権利をいう。 以下この号において同じ。) 及び不動産のみを信託する信託の受益権

の場合に限る。

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

八

五 特定債権等に係る事業の規制に関する法律 (平成四年法律第七十七号)第十二条第一項に規定する指

定調査機関であって次に掲げる者以外のもの (特定資産が同法第二条第二項に規定する特定債権等又は

当該特定債権等のみを信託する信託の受益権の場合に限る。)

1 理事のうちに当該特定目的会社の役員又は使用人があるもの

ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

六 前各号に掲げるもののほか、 特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるも

(優先出資の消却について準用する商法の規定の読替え)

第五条 法第四十八条の二の規定において優先出資の消却について商法 (明治三十二年法律第四十八号) 第

|百十五条第| 項の規定を準用する場合においては、 同項中「株券及端株券」とあるのは「優先出資証券

及単位未満優先出資証券」と、 「株主及株主名簿」とあるのは「優先出資社員及優先出資社員名簿」 と読

み替えるものとする。

2 法第四十八条の二の規定において法第百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却

について商法第三百七十七条第二項の規定を準用する場合においては、 同項中「前項」 とあるのは 資 産

の流動化に関する法律第四十八条の二」と、 「前条第二項」 とあるのは「同法第百十八条の八第二項ニ於

テ準用スル第三百七十六条第二項又ハ同法第百十八条の九第三項」と読み替えるものとする。

(単位未満優先出資について準用する商法の規定の読替え)

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資証券について商法第二百三十条ノ三の規定を準

用する場合における当該規定 (当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十条ノ三第一項	端株原簿	単位未満優先出資原簿
	端株主	単位未満優先出資社員
	第二百三十条ノ八ノ二第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条の五
		二於テ準用スル第二百三十条ノ八ノ二第一
		項
第二百三十条ノ三第三項	端株ノ一株	単位未満優先出資ノ優先出資一口
第二百三十条ノ三第四項	端株原簿	単位未満優先出資原簿
	額面無額面ノ別、種類、一株	種類、優先出資一口
第二百三十条ノ三第五項	株式	単位未満優先出資
において準用する第二百		
五条第一項		

2

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資社員について商法第二百三十条ノ七及び第二百三十

条ノ八の規定を準用する場合におけるこれらの規定(これらの規定において準用する同法の規定を含む。

に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

第二百三十条ノ八第二項						第二百三十条ノ八第一項	第二百三十条ノ七第三項	第二百三十条ノ七第一項	読み替える商法の規定
端株券	株主ト	端株券	端株ヲ	株	端株ト	端株原簿	端株券	端株原簿	読み替えられる字句
単位未満優先出資証券	優先出資社員卜	単位未満優先出資証券	単位未満優先出資ヲ	優先出資一口	単位未満優先出資ト	単位未満優先出資原簿	単位未満優先出資証券	単位未満優先出資原簿	読み替える字句

項		
項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第		四十一条ノ六第二項
資産の流動化に関する法律第四十四条第	第二百二十四条ノ三第一項	において準用する第三百
社員総会	総会	第二百三十条ノ八第三項
優先出資社員トナリタル		
百三十条ノ八第一項及第二項ノ規定ニ依リ	ラレタル株式ニ付テハ	
二同法第四十八条の五二於テ準用スル第	ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セ	
項		四十一条ノ六第一項
項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第		において準用する第三百
資産の流動化に関する法律第四十四条第	第二百二十四条ノ三第一項	第二百三十条ノ八第三項
優先出資社員	株主	第二百三十条ノ八第三項
優先出資社員	株主	
優先出資一口	株	

ラレタル株式ニ付テハ ノ転換ノ請求ニ因リテ発行セ 優先出資社員トナリタル 百三十条ノ八第一項及第二項ノ規定ニ依リ 二同法第四十八条の五二於テ準用スル第二

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資について商法第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十

条ノ九前段の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

3

読み替える商法の規定

読み替えられる字句

読み替える字句

第二百三十条ノハノ二第

端株券

単位未満優先出資証券

三項

第二百三十条ノハノ二第

株式ニ

株二

優先出資一口二

優先出資一口

優先出資ニ

株式一株

第二百三十条ノハノ二第

端株主

単位未満優先出資社員

項

二項

読み	る技術	第 七 条	(優 先					第二	五 項	第二	四項	第二
読み替える商法の規定	る技術的読替えは、次の表	法第四十九条の規定	兄出資について準用す					第二百三十条ノ九前段		第二百三十条ノ八ノ二第		第二百三十条ノ八ノ二第
読み替えられる字句	次の表のとおりとする。	法第四十九条の規定において優先出資について商法の規定	優先出資について準用する商法の規定の読替え)	株式ノ数	株主総会	株主ノ	株式ヲ	発行済株式ノ総数	株	発行済株式ノ総数		株式
読み替える字句		の規定を準用する場合における同法の規定に係		優先出資ノ口数	社員総会	優先出資社員ノ	優先出資ヲ	発行済優先出資ノ総口数	優先出資一口	発行済優先出資ノ総口数		優先出資

優先出資証券又八単位未満優先出資証券	株券又八端株券	第二百十七条第三項
単位未満優先出資ノ	端株ノ	
単位未満優先出資原簿	端株原簿	
優先出資社員	株主	
優先出資一口	株	第二百十七条第一項
券		
新優先出資証券又八新単位未満優先出資証	新株券又八新端株券	
券		
旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証	旧株券又八旧端株券	第二百十六条第一項
		第四項
優先出資証券	株券	第二百十五条第三項及び
優先出資社員及優先出資社員名簿	株主及株主名簿	
優先出資証券及単位未満優先出資証券	株券及端株券	第二百十五条第一項

第八条 法第六十一条の二第二項の規定において同条第一項の訴えについて商法第二百四十七条第二項にお

(資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴えについて準用する商法の規定の読替え)

<u>2</u> +				第二
去食可卜 14条の見宜こう)と憂七日登の老庁の共一				二百十七条第四項
	端株主	端株二	端株ノ	端株券
	単位未満優先出資社員	単位未満優先出資ニ	単位未満優先出資ノ	単位未満優先出資証券

	端株二	単位未満優先出資ニ
	端株主	単位未満優先出資社員
法第四十九条の規定にお	いて優先出資の発行の無効の訴	法第四十九条の規定において優先出資の発行の無効の訴えについて商法第二百八十条ノ十七の規定を準
用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、		次の表のとおりとする。
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十条ノ十七第一	新株八	新優先出資八
項		
第二百八十条ノ十七第二	株券及端株券	優先出資証券及単位未満優先出資証券
項		

いて準用する同法第百九条の規定を準用する場合においては、 同条第一項中「合併ヲ無効トスル」 とある

のは、「決議ヲ取消ス」と読み替えるものとする。

会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額

第九条 法第八十五条第二項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

(特定社債申込証に記載する特定資産の価格を調査する者)

法第百十条第二項第十四号に規定する特定目的会社以外の者であって政令で定めるものは、 次に掲

げる者とする。

第四条各号に掲げる者

一 特定社債に係る法第百九条に規定する特定社債管理会社

担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)第一条に規定する信託会社(特定社債に物上担保

が付される場合に限る。

特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する法の規定の読替え)

第十一条 法第百十条第六項の規定において特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について法第三

十八条第三項及び第三十九条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

特定社債申込証	優先出資申込証	
特定社債	前項	第三十九条第三項
特定社債申込証	優先出資申込証	第三十八条第三項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(特定社債に関する法令の適用)

第十二条 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、 担保附社債信託法(同法第四条第二項、 第

三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。)、信託法(大正十一年法律第六十二号)及び有価 証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件 (大正十一年勅令第五百十九号) 並びに

社債等登録法 (昭和十七年法律第十一号) 及び社債等登録法施行令 (昭和十七年勅令第四百九号) とし、

特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券 特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四

- 15 -

会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは 章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集

、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保附社債信託法(以下	商法(明治三十二年法律第四	資産の流動化に関する法律第百九条
この表において「担信法	十八号)第二百九十七条	
」という。)第二条第二		
項		
担信法第四条第一項	左二掲グルモノ	左ニ掲グルモノ(第十四号ニ掲グルモノヲ
		除ク)
担信法第十九条	左ノ事項	左ノ事項(第十号ニ掲グル事項ヲ除ク)
担信法第二十二条第一項	商法第三百一条第二項及第三	資産の流動化に関する法律第百十条第三
	項、第三百四十一条ノ三並ニ	、同法第百十三条の三二於テ準用スル商法

新優先出資引受権附特定社債	新株引受権附社債	
転換特定社債	転換社債	担信法第三十四条
ノ十二 (第三号ヲ除ク)		
条の五二於テ準用スル商法第三百四十一条		
ク)及資産の流動化に関する法律第百十三		
スル商法第三百四十一条ノ三 (第五号ヲ除	第三百四十一条ノ十二	
第十五号、同法第百十三条の三二於テ準用	号、第三百四十一条ノ三並ニ	
第五号乃至第八号、第十号乃至第十二号及	乃至第八号、第十号及第十五	
資産の流動化に関する法律第百十条第二項	商法第三百一条第二項第三号	担信法第二十二条第二項
第三号ヲ除ク)		
於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十二 (
産の流動化に関する法律第百十三条の五二		
第三百四十一条ノ三 (第五号ヲ除ク) 及資	第三百四十一条ノ十二	

項ニ於テ準用スル商法第三百十七条、資産	十一条ノ三及第三百四十一条	
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百十七条、第三百四	担信法第四十条第一項
百四十一条ノ十二 (第三号ヲ除ク)		
律第百十三条の五二於テ準用スル商法第三		
第五号ヲ除ク)及資産の流動化に関する法		
二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ三 (
資産の流動化に関する法律第百十三条の三	一条ノ十二	
項ニ於テ準用スル商法第三百六条第二項、	百四十一条ノ三及第三百四十	
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百六条第二項、第三	担信法第三十五条
二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十五		
資産の流動化に関する法律第百十三条ノ五	第三百四十一条ノ十五	
二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ四		
資産の流動化に関する法律第百十三条ノ三	商法第三百四十一条ノ四	

並二第三百二十二条第一項及第二項		
十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)	項及第二項	
十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百二	ム)並二第三百二十二条第一	
及第六項(資産の流動化に関する法律第百	三項ニ於テ準用スル場合ヲ含	
項ニ於テ準用スル商法第三百二十条第三項	六項 (同法第三百二十一条第	
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百二十条第三項及第	担信法第五十九条第二項
準用スル商法		
、資産の流動化に関する法律及同法ニ於テ	及商法	担信法第五十八条
十一条ノ十二 (第三号ヲ除ク)		
百十三条の五二於テ準用スル商法第三百四		
号ヲ除ク)及資産の流動化に関する法律第		
テ準用スル商法第三百四十一条ノ三(第五		
の流動化に関する法律第百十三条の三二於	ノ 十二	

担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコ	付与セラレタル執行力アル正	担信法第八十三条第一項
項		
資産の流動化に関する法律第百十一条第二	商法第三百九条第二項	担信法第八十二条第二項
本文		
項ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項		
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百三十条第一項本文	担信法第六十五条
項ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項		
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百三十条第一項	担信法第六十三条
項及第四項		
項ニ於テ準用スル商法第三百三十九条第二	第四項	
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百三十九条第二項及	担信法第六十一条第三項
項ニ於テ準用スル商法第三百二十四条		
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百二十四条	担信法第六十条

項		
項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第二		及び第九十二条第三項
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百三十六条第二項	担信法第九十一条第三項
項		
項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第一		及び第九十二条第一項
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法第三百三十六条第一項	担信法第九十一条第一項
項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ四		
資産の流動化に関する法律第百十一条第七	商法第三百九条ノ四	担信法第八十九条第二項
	ヲ	
	保権ノ実行ノ申立ヲ為スコト	
	競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担	
	ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ	
トヲ得	本二基キ担保物ニ付強制執行	

二十一条第二項		
第四十八号)第三百二十条第五項及第三百	及第三百二十一条第二項	
項ニ於テ準用スル商法(明治三十二年法律	十八号)第三百二十条第五項	十二条
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	商法(明治三十二年法律第四	社債等登録法施行令第六
新優先出資引受権附特定社債	新株引受権附社債	十六条第一項
新優先出資ノ引受権	新株ノ引受権	社債等登録法施行令第三

(特に有利な転換の条件を付した転換特定社債の発行に係る社員総会の決議について準用する商法の規定

の読替え)

第十三条 法第百十三条の二第三項の規定において同条第二項の決議について商法第三百四十一条ノ二第四

項の規定を準用する場合においては、同項中「転換社債」 とあるのは、 「転換特定社債」と読み替えるも

のとする。

(転換特定社債について準用する商法の規定の読替え)

第十四条 法第百十三条の三の規定において転換特定社債について商法の規定を準用する場合における同法

第一 読 頂 項において準用する第六 第三百四十一 第三百四十一条ノ四第 五号を除く。 第三百四十一条ノ三 (第 第三百四十一条ノニノニ み替える商法 項 条ノ四第三 の規定 株式 第六十四条第一 第三百三条 株式 社債申込証 読み替えられる字句 社債原簿 項 資 産 資 産 特定社債申込証 優先出資 読 優先出資 特定社債原簿 テ準用スル第三百三条 二於テ準用スル第三百四十一条ノ四第二項 み替える字句 の流動化に関する法律第百十三条二於 の流動化に関する法律第百十三条の三

十七条

第三百四十一条ノ六第一

第二百二十四条ノ三第一

項

資産の流動化に関する法律第四十四条第二

の規定 (当該規定において準用する同法の規定を含む。 に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

		項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一
		項
	株式	優先出資
	株主	優先出資社員
第三百四十一条ノ六第二	総会	社員総会
項	株主	優先出資社員
	第二百二十四条ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二
		項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一
		項
	株式	優先出資
第三百四十一条ノ七第二	株主	転換特定社債権者
頭において準用する第二	又八株式	又八優先出資
百八条		

第三百四十一条ノ七第二	株式ヲ	優先出資ヲ
項において準用する第二	株式ノ発行価額ト	優先出資ノ発行価額ト
百二十二条ノ三		
		ייי אל ניין איני פון לייין איני פון לייין איני פון לייין איני פון איני פון איני פון איני פון איני פון איני פון

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する商法の規定の読替え)

第十五条 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法の規定を準用する場 合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表

のとおりとする。

	第三号を除く。)	第三百四十一条ノ十二(項	第三百四十一条ノ九第一	読み替える商法の規定
次条第一項	社債原簿	社債申込証		新株ノ	読み替えられる字句
資産の流動化に関する法律第百十三条の五	特定社債原簿	特定社債申込証		新優先出資ノ	読み替える字句

項		三百四十一条ノ四第三項
二於テ準用スル第三百四十一条ノ十五第一		二項において準用する第
資産の流動化に関する法律第百十三条の五	第六十四条第一項	第三百四十一条ノ十五第
		三百四十一条ノ四第一項
項ニ於テ準用スル第三百三条		二項において準用する第
資産の流動化に関する法律第百十三条第一	第三百三条	第三百四十一条ノ十五第
優先出資	株式	項
新優先出資ノ	新株ノ	第三百四十一条ノ十五第
二於テ準用スル第三百四十一条ノ十六		
資産の流動化に関する法律第百十三条の五	第三百四十一条ノ十六	
新優先出資引受権証券	新株引受権証券	
項		
二於テ準用スル第三百四十一条ノ十三第一		

優先出資社員	株主	項
社員総会	総会	第三百四十一条ノ六第二
優先出資社員	株主	
優先出資	株式	
項		
項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一		項
資産の流動化に関する法律第四十四条第二	第二百二十四条ノ三第一項	第三百四十一条ノ六第一
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
		する。
)。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりと	同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。	同法の規定(当該規定にお
の行使について商法の規定を準用する場合における	法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権の行	2 法第百十三条の五の規定
		七条
		において準用する第六十

優先出資社員	株主	第三百四十一条ノ十七
優先出資ノ口数	株式ノ数	
項ノ請求書		百七十五条第一項
二於テ準用スル第三百四十一条ノ十六第一		三項において準用する第
資産の流動化に関する法律第百十三条の五	株式申込証	第三百四十一条ノ十六第
		項
新優先出資引受権証券	新株引受権証券	第三百四十一条ノ十六第
新優先出資引受権証券	新株引受権証券	項
新優先出資ノ発行価額	新株ノ発行価額	第三百四十一条ノ十六第
優先出資	株式	
第一項		
項ニ於テ準用スル商法第二百二十四条ノ三		
資産の流動化に関する法律第四十四条第二	第二百二十四条ノ三第一項	

3

法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権証券について商法第三百四十一条ノ十四の規定を準

用する場合においては、 同条第一項中「新株ノ」とあるのは、 新優先出資ノ」と読み替えるものとする。

反対優先出資社員の優先出資買取請求に対する支払について準用する商法の規定の読替え

第十六条 法第百十八条の四第四項の規定において同条第三項の場合について商法第二百四十五条ノ三の規

定を準用する場合においては、同条第四項中「第二項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第百十

八条の四第三項」と読み替えるものとする。

特定社債権者集会の承認の決議について準用する法の規定の読替え)

第十七条 法第百十八条の五第六項の規定において同条第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議

について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとす

ಠ್ಠ

	第六十条第一項	読み替える法の規定
社員総会	優先出資社員	読み替えられる字句
特定社債権者集会	特定社債権者	読み替える字句

第六十条第三項

第十八条

法第百十八条の

優先出資社員

特定社債権者

優先資本の減少を行う社員総会の決議につい て準用する法及び商法 の規定の読替え

八第二項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について法第三

十八条の二第三項及び第四項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「第一項」とあるのは、

第百十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

2

十六条の規定を準用する場合においては、 同条第三項中「社債権者ガ」 とあるのは「特定社債権者ガ」と

法第百十八条の八第二項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について商法第三百七

社債権者集会」とあるのは「特定社債権者集会」と、 「社債権者丿」とあるのは「特定社債権者丿」

と読み替えるものとする

優先資本の減少について準用する商法の規定の読替え)

第十九条 法第百十八条の十の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先資本の

減少を行う場合の優先出資の併合について商法第三百七十七条の規定を準用する場合における当該規定(

当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

優先出資ノ口数	株式ノ数	
テ準用スル第二百十四条第二項		五条第三項
二於テ準用スル第三百七十七条第一項ニ於		おいて準用する第二百十
資産の流動化に関する法律第百十八条の十	前条第二項	第三百七十七条第一項に
優先出資社員及優先出資社員名簿	株主及株主名簿	
テ準用スル第二百十四条第二項		
二於テ準用スル第三百七十七条第一項ニ於		五条第一項
資産の流動化に関する法律第百十八条の十	前条第二項	おいて準用する第二百十
優先出資証券及単位未満優先出資証券	株券及端株券	第三百七十七条第一項に
		四条第二項
優先出資証券	株券	おいて準用する第二百十
優先出資ノ口数	株式ノ数	第三百七十七条第一項に
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

単位未満優先出資ノー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
優先出資社員
優先出資ヲ
——
新優先出資証券又八新単位未満優先出資証
 券
旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証
優先出資証券
優先出資証券

単位未満優先出資ニ	端株二	
優先出資	株式	
単位未満優先出資ノ	端株ノ	
テ準用スル第二百十五条第一項		
二於テ準用スル第三百七十七条第一項ニ於		七条第四項
資産の流動化に関する法律第百十八条の十	第二百十五条第一項	おいて準用する第二百十
単位未満優先出資証券	端株券	第三百七十七条第一項に
		七条第三項
		おいて準用する第二百十
優先出資証券又八単位未満優先出資証券	株券又八端株券	第三百七十七条第一項に
		七条第二項
		おいて準用する第二百十
優先出資	株式	第三百七十七条第一項に

端株主 単位未満優先出資社員 の

2 _

2		において法第百十八条の八及び	法第百十八条の十の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先資本の減少の
	無効の訴えについて商法第	無効の訴えについて商法第三百八十条の規定を準用する場合におけ	合における当該規定(当該規定において準用す
	る同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、		次の表のとおりとする。
	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三百八十条第三項にお	前項	資産の流動化に関する法律第百十八条の十
	いて準用する第百五条第		二於テ準用スル第三百八十条第一項
	項		
	第三百八十条第三項にお	合併	優先資本ノ減少
	いて準用する第百九条第		
	項		
	第三百八十条第三項にお	設立	優先資本ノ減少
	いて準用する第百三十七		

条 特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)

おける同法の規定 (当該規定において準用する同法の規定を含む。) に係る技術的読替えは、次の表のと

法第百三十条第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合に

おりとする。

第二十条

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三	総会	社員総会
	株主	社員
第二百三十八条	総会	社員総会
第二百四十四条第四項	前項ニ掲グル書類ニ、同条第	前項ニ掲グル書類
	四項ノ規定ハ子会社ノ前項ニ	
	掲グル書類(子会社ガ有限会	
	社ナルトキハ有限会社法第四	

資産の流動化に関する法律第七十五条第一	第二百六十七条第一項	第二百七十五条ノ四
社員総会	株主総会	第二百七十五条
社員総会	総会	第二百五十四条ノ三
社員	株主	第二百四十九条第一項
		第一項
		おいて準用する第百九条
決議ヲ取消ス	合併ヲ無効トスル	第二百四十七条第二項に
社員総会	総会	第二百四十七条第一項
		十三条第二項
		おいて準用する第二百六
社員	株主	第二百四十四条第四項に
	掲グル書類)	
	十一条二於テ準用スル同項ニ	

特定目的会社の特別清算について準用する商法の規定の読替え) 項

第二十一条

場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の

法第百三十一条第二項の規定において特定目的会社の特別清算について商法の規定を準用する

表のとおりとする。

-		
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百三十二条	前条第一項	資産の流動化に関する法律第百三十一条第
		一 項
第四百三十三条において	破産手続及企業担保権ノ実行	破産手続
準用する第三百八十三条	手続	
第一項		
第四百三十三条において	、仮処分若八企業担保権ノ実	若八仮処分
準用する第三百八十三条	行	

十九条 おいて準用する第三百九 第四百五十六条第 第四百四十二条第二項に 第二項後段 準用する第三百八十三条 第四百三十三条に 第二項前段 十二条第一項 おいて準用する第二百三 特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え) おい 項に て 手続 ` 各株主 第三百八十一条第一項 仮処分及企業担保権 ノ実行 二項ニ於テ準用スル第四百三十九条第四項 資産の流動化に関する法律第百三十一条第 及仮処分 資産の流動化に関する法律第百三十一条第 ノ各債権者 項

第二十二条 号)の規定を準用する場合における同法の規定 (当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る 法第百四十条の規定において特定目的会社について非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四

技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える非訟事件手続	読み替えられる字句	読み替える字句
法の規定		
第百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四	資産の流動化に関する法律(以下資産流動
	十八号)第五十八条、第七十	化法ト称ス)第十七条第一項ニ於テ準用ス
	条ノ二第一項但書、第百七十	ル商法 (明治三十二年法律第四十八号)第
	三条第四項、第百七十八条、	五十八条ノ規定、資産流動化法第七十八条
	第二百四条ノ四第一項、第二	二於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但
	百十七条第二項、第二百三十	書ノ規定、資産流動化法第二十二条第二項
	七条第二項、第二百四十五条	二於テ準用スル商法第百七十三条第四項ノ
	ノ三第三項、第二百四十六条	規定、資産流動化法第三十九条第四項及ビ
	第二項、第二百五十八条第二	第百十条第六項ニ於テ準用スル商法第百七
	項、第二百六十三条第四項、	十八条ノ規定、資産流動化法第二十九条第

第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条	七十四号)第八条第一項但書
二項ノ規定、資産流動化法第百十八条の四	限会社法(昭和十三年法律第
ム)二於テ準用スル商法第二百三十七条第	一項及ビ第二百九十四条、有
第百三十条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含	二項、第二百九十三条ノ八第
流動化法第五十四条第四項(資産流動化法	八第一項、第二百九十一条第
産流動化法第百十八条第二項ノ規定、資産	ノ四第四項、第二百八十条ノ
用スル商法第二百十七条第二項ノ規定、資	三十七条ノニ、第二百六十条
ノ規定、資産流動化法第四十九条ニ於テ準	第百八十一条第一項、第二百
二於テ準用スル同法第二百四条ノ四第一項	二項、第百七十三条第一項、
二於テ準用スル商法第二百三十条ノ八ノニ	用規定、同法第百五十三条第
一項ノ規定、資産流動化法第四十八条の五	第二百八十二条第三項、其準
ム)二於テ準用スル商法第二百四条ノ四第	二百八十条ノ十八第二項及ビ
六項(同条第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含	第二百八十条ノ八第三項、第

、第十二条ノ二第一項、第二	ノ三第三項ノ規定、資産流動化法第六十一
十八条ノ二第一項、第四十四	条第二項ノ規定、資産流動化法第七十八条
条ノ三第一項、第四十五条及	及ビ第八十四条第一項ニ於テ準用スル商法
ビ第五十二条ノ三第一項並ニ	第二百五十八条第二項ノ規定、資産流動化
株券等の保管及び振替に関す	法第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限会
る法律 (昭和五十九年法律第	社法(昭和十三年法律第七十四号)第五十
三十号)第三十二条第七項	二条ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百
	八十条ノ八第三項ノ規定、資産流動化法第
	四十九条ニ於テ準用スル商法第二百八十条
	ノ十八第二項及ビ資産流動化法第百十六条
	第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十六
	条第三項ニ於テ準用スル商法第二百八十条
	ノ十八第二項ノ規定、資産流動化法第二十一

	テ之ニ同ジ) ニ規定スル親会
	スル場合ヲ含ム以下本項ニ於
	第二十四条第一項ニ於テ準用
	一条ノ二第一項(有限会社法
会社	会社(親会社(商法第二百十
限会社法第五十二条ノ三第一項ノ規定	
動化法第百十六条第三項ニ於テ準用スル有	
条ノ二第二項及ビ第三項ノ規定並ニ資産流	
条第二項ニ於テ準用スル商法第二百三十七	
規定、資産流動化法第百五条第一項並二同	
法第二百三十七条ノ二第二項及ビ第三項ノ	
条第一項並ニ同条第二項ニ於テ準用スル商	
二条第一項ノ規定、資産流動化法第五十五	

資産流動化法第二十二条第一項、第五十五	商法第百七十三条第一項、第	第百二十九条ノ三
資産流動化法第百五条第一項	商法第二百九十四条第一項	第百二十九条ノニ
ル商法第二百八十条ノ八第三項		
会社法第五十二条ノ三第二項ニ於テ準用ス		
化法第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限		
スル商法第百七十三条第四項又八資産流動	第二百八十条ノ八第三項	
資産流動化法第二十二条第二項ニ於テ準用	商法第百七十三条第四項又八	第百二十九条第一項
	タルトキハ子会社)	
	ジ) ノ書類ニ付キ申請ヲ為シ	
	スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同	
	二百十一条ノ二第一項ニ規定	
	主又八社員ガ子会社(商法第	
	社ヲ謂フ以下之ニ同ジ) ノ株	

	二項	
条第二項	事由、同法第二百三十七条第	
ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第二百三十七	ル場合ニ於テハ検査ヲ要スル	
化法第百三十条第一項ニ於テ準用スル場合	定二依リ検査ノ許可ヲ申請ス	
資産流動化法第五十四条第四項(資産流動	商法第百五十三条第二項ノ規	第百三十一条第一項
社員総会	株主総会	
	第二百九十四条	
資産流動化法第五十五条又八第百五条	商法第二百三十七条ノニ又八	第百三十条
	条第一項	
第一項	ノハ第一項又ハ第二百九十四	
二於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三	十六条第二項、第二百八十条	
第一項又八資産流動化法第百十六条第三項	十七条ノ二第一項、第二百四	
条第一項、第六十一条第二項若八第百五条	百八十一条第一項、第二百三	

	総会	社員総会
	取締役	取締役又八清算人
第百三十二条ノ二第一項	商法第百七十八条(同法第二	資産流動化法第三十九条第四項及ビ第百十
	百八十条ノ十四第一項及ビ第	条第六項ニ於テ準用スル商法第百七十八条
	三百四十一条ノ十六第三項ニ	
	於テ準用スル場合ヲ含ム)	
第百三十二条ノ三	商法第二百十七条第二項(同	資産流動化法第四十九条二於テ準用スル商
	条第四項、同法第二百二十条	法第二百十七条第二項ノ規定及ビ資産流動
	、第三百六十二条第一項、第	化法第百十八条第二項
	三百七十一条第一項、第三百	
	七十七条第一項及ビ第四百十	
	六条第三項ニ於テ準用スル場	
	合ヲ含ム)	

	一項(司法第三百四十九条第二	
	一商法第二百四十五条ノ三第三	第百三十二条ノ六第一項
職務代行者	業務代行者又八職務代行者	第百三十二条ノ五第二項
職務代行者	業務代行者又八職務代行者	
ノ二第一項但書		
二百七十一条二於テ準用スル同法第七十条	合ヲ含ム)	
場 法第百三十条第一項ニ於テ準用スル商法第	百七十一条二於テ準用スル場	
法第七十条ノ二第一項但書及ビ資産流動化	(同法第百四十七条及ビ第二	
	商法第七十条ノ二第一項但書	第百三十二条ノ五第一項
	ル場合ヲ含ム)	
<u>人</u> 二項	ビ第二百八十条ニ於テ準用ス	
	同法第二百六十一条第三項及	
(資産流動化法第七十八条及ビ第八十四条第	商法第二百五十八条第二項(第百三十二条ノ四第一項

スル商法第二百四条ノ四第一項		
項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ於テ準用	八其準用規定	
資産流動化法第二十九条第六項(同条第七	商法第二百四条ノ四第一項又	第百三十二条ノ七第一項
優先出資社員	株主	第百三十二条ノ六第二項
	項	
同項	同法第二百四十五条ノ三第三	
	スル場合ヲ含ム)	
	十三条ノ三第七項ニ於テ準用	
	百八条ノ三第二項及ビ第四百	
	第三百五十八条第七項、第四	
	於テ準用スル場合ヲ含ム)、	
	同法第三百七十一条第三項二	
	項、第三百五十五条第二項(

		一十四条ノ四、第百三十五
ル商法		百三十四条ノ三、第百三
資産流動化法第十七条第一項二於テ準用ス	商法	第百三十四条第一項、第
総社員	総株主	第百三十三条ノ三第一項
優先出資ノ発行又八特定資本ノ増加	新株発行	
法第二百八十条ノ十八第二項		
会社法第五十六条第三項ニ於テ準用スル商		
化法第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限		
法第二百八十条ノ十八第二項及ビ資産流動	項	
資産流動化法第四十九条二於テ準用スル商	商法第二百八十条ノ十八第二	第百三十三条ノ二第一項
	又八其株式	
社員総会ガ譲渡ノ相手方又八其特定持分	及ビ取締役会ガ譲渡ノ相手方	
特定社員又八特定持分ヲ取得シタル者及ビ	株主又八株式ヲ取得シタル者	

特定社債	社債	
商法第三百七十六条第三項ノ規定		
流動化法第百十八条第三項ニ於テ準用スル	十六条第三項及ビ其準用規定	
及ビ第三百三十六条第一項ノ規定並ニ資産	三十六条第一項並二第三百七	
条、第三百二十条第四項、第三百二十五条	項、第三百二十五条、第三百	
三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百十九	百十九条、第三百二十条第四	
項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第百十	四条第一項及ビ第三項、第三	
三項、第三百十三条並二第三百十四条第	項、第三百十三条、第三百十	
スル商法第三百九条ノ四、第三百十二条第	九条ノ四、第三百十二条第三	
資産流動化法第百十一条第七項ニ於テ準用	商法第三百九条ノ三、第三百	第百三十五条ノ十五
		三十五条ノ五
		五条ノ四第一項及び第百
		条ノ二第一項、第百三十

資産流動化法第百十三条第一項二於テ準用	商法	第百三十五条ノ十九第一
		条第一項
定社債管理会社		いて準用する第百三十一
特定社債ヲ発行シタル特定目的会社又ハ特	取締役	第百三十五条ノ十八にお
スル商法	依ル許可又八同法	
資産流動化法第百十三条第一項ニ於テ準用	商法第三百九条ノ三ノ規定ニ	第百三十五条ノ十八
特定社債権者集会	社債権者集会	
スル商法		項
資産流動化法第百十三条第一項二於テ準用	商法	第百三十五条ノ十七第一
スル商法		
資産流動化法第百十一条第七項ニ於テ準用	同法	
スル商法		項
資産流動化法第百十一条第七項ニ於テ準用	商法	第百三十五条ノ十六第一

		スル商法
第百三十五条ノ二十第一	商法	資産流動化法第百十三条第一項ニ於テ準用
項		スル商法
	社債管理会社	特定社債管理会社
第百三十五条ノニ十一	商法第三百七十六条第三項(資産流動化法第百十八条第三項ニ於テ準用
	同法第四百十六条第二項二於	スル商法第三百七十六条第三項
	テ準用スル場合ヲ含ム)	
第百三十七条ノニ	株式会社及ビ有限会社ノ清算	特定目的会社
	人二同条ノ規定ハ合名会社及	
	ビ合資会社	
第百三十七条ノニにおい	商法第二百五十八条第二項 (資産流動化法第百三十条第一項ニ於テ準用
て準用する第百三十二条	同法第二百六十一条第三項及	スル商法第二百五十八条第二項
ノ四第一項	ビ第二百八十条二於テ準用ス	

	ル場合ヲ含ム)	
	取締役	清算人
第百三十七条ノニにおい	商法第七十条ノ二第一項但書	資産流動化法第百三十条第一項ニ於テ準用
て準用する第百三十二条	(同法第百四十七条及ビ第二	スル商法第二百七十一条二於テ準用スル商
ノ五第一項	百七十一条二於テ準用スル場	法第七十条ノ二第一項但書
	合ヲ含ム)	
	業務代行者又八職務代行者	職務代行者
第百三十七条ノニにおい	業務代行者又八職務代行者	職務代行者
て準用する第百三十二条		
ノ五第二項		
第百三十八条ノ四	商法第百二十五条第四項又八	資産流動化法第百三十条第一項ニ於テ準用
	其準用規定	スル商法第百二十五条第四項
第百三十八条ノ六	商法第四百二十三条第二項又	資産流動化法第百三十条第一項ニ於テ準用

		において準用する第百三
清算人	取締役	第百三十八条ノ八第二項
用スル商法		
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法	第百三十八条ノ八第二項
スル商法第四百二十九条	用規定	
資産流動化法第百三十条第一項ニ於テ準用	商法第四百二十九条又八其準	第百三十八条ノ七第一項
		ノ二第一項
		て準用する第百三十二条
総清算人	総発起人又八総取締役	第百三十八条ノ六におい
合ヲ含ム)		
法第四百三十八条第二項ニ於テ準用スル場		
化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル商		
スル商法第四百二十三条第二項(資産流動)	八其準用規定	

動化法第百三十一条第二項ニ於テ準用スル	スル場合ヲ含ム)	
用スル商法第四百五十条第二項及ビ資産流	法第四百五十一条二於テ準用	
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法第四百五十条第二項(同	第百三十八条ノ十一
スル同法第四百五十条第二項		
テ準用スル商法第四百五十一条二於テ準用	準用スル場合ヲ含ム)	
及ビ資産流動化法第百三十一条第二項ニ於	(同法第四百五十一条二於テ	
テ準用スル商法		
並二資産流動化法第百三十一条第二項二於	及ビ同法	
用スル商法		
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法	第百三十八条ノ十第一項
用スル商法		
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法	第百三十八条ノ九
		十一条第一項

ル破産法第百六十六条及ビ資産流動化法第		
用スル同法第四百三条第二項ニ於テ準用ス		条ノ六十二
用スル商法第四百四十四条第四項ニ於テ準	ル破産法第百六十六条	いて準用する第百三十五
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法第四百三条二於テ準用ス	第百三十八条ノ十四にお
用スル商法		
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法	第百三十八条ノ十三
		条ノ五第二項
		いて準用する第百三十二
清算人	業務代行者又八職務代行者	第百三十八条ノ十二にお
用スル商法		
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法	第百三十八条ノ十二
四百五十条第二項		
商法第四百五十一条二於テ準用スル同法第		

用スル商法第四百五十四条第二項ニ於テ準		いて準用する第百三十五
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法	第百三十八条ノ十五にお
		五条ノ三十七第一項
同法		条ノ三十六及び第百三十
用スル商法第四百三十三条ニ於テ準用スル		いて準用する第百三十五
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法	第百三十八条ノ十五にお
第百三十五条ノ六十		
ビ第二項本文、第百三十五条ノ五十九並ニ		
ノ五十七、第百三十五条ノ五十八第一項及	至第百三十五条ノ六十	
-五乃 、第百三十五条ノ五十五乃至第百三十五条	及ビ第百三十五条ノ五十五乃	第百三十八条ノ十五
百六十六条		
百五十六条第二項ニ於テ準用スル破産法第		
百三十一条第二項ニ於テ準用スル商法第四		

条ノ三十八第二項		用スル同法
第百三十八条ノ十五にお	商法第三百八十六条第一項第	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準
いて準用する第百三十五	二号	用スル商法第四百五十四条第一項第二号
条ノ四十		
第百三十八条ノ十五にお	商法第三百八十六条第一項第	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準
いて準用する第百三十五	三号	用スル商法第四百五十二条第一項
条ノ四十一第一項		
第百三十八条ノ十五にお	商法第三百八十六条第一項第	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準
いて準用する第百三十五	六号	用スル商法第四百五十四条第一項第三号
条丿四十八		
第百三十八条ノ十五にお	商法第三百八十六条第一項第	資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準
いて準用する第百三十五	七号	用スル商法第四百五十四条第一項第四号
条ノ四十九		

又八	、代表取締役若クハ清算人又	第百三十九条第四号
用スル商法第四百五十五条		条ノ六十
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法第四百二条	いて準用する第百三十五
第百三十五条ノ五十八第二項本文	第百三十五条ノ五十八第二項	第百三十八条ノ十五にお
		条ノ五十九
用スル商法第四百五十五条		いて準用する第百三十五
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法第四百二条	第百三十八条ノ十五にお
五条ノ三十八第二項		条ノ五十八第一項
百三十八条ノ十五二於テ準用スル第百三十		いて準用する第百三十五
資産流動化法第百四十条ニ於テ準用スル第	第百三十五条ノ三十八	第百三十八条ノ十五にお
		条丿五十
用スル商法第四百五十四条第一項第五号	八号	いて準用する第百三十五
資産流動化法第百三十一条第二項ニ於テ準	商法第三百八十六条第一項第	第百三十八条ノ十五にお

	八有限会社ノ取締役、監査役	
	若クハ	
第百三十九条第六号	創立総会若ク八株主総会又八	社員総会
	有限会社ノ社員総会	
第百三十九条第七号	新株発行又八資本減少	優先出資ノ発行

(法第百四十二条の三に規定する政令で定める者)

第二十三条 法第百四十二条の三に規定する政令で定める者は、 営業所の業務を統括する者その他これに準

ずる者として総理府令で定めるものとする。

著作権の信託に係る契約に付すべき条件)

第二十四条 法第百四十四条第二項第二号に規定する政令で定める特定資産は、 信託会社等 (法第三十一条

の二第一項に規定する信託会社等をいう。)が著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第

六十七号。次項において「仲介業務法」という。) 第二条の規定による文化庁長官の許可を受けてい ない

場合における昭和十四年法律第六十七号第一条第三項の規定により著作物の範囲を定める件(昭和十四年

勅令第八百三十五号) 各号に掲げる著作物の著作権とする。

2 法第百四十四条第二項第二号に規定する政令で定める条件は、 前項の著作権の管理に係る業務を行わせ

るため、これを仲介業務法第二条の規定による文化庁長官の許可を受けた者に信託しなければならないこ

ととする。

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え)

第二十五条 法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法

の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十六条第一項	特定目的会社の業務の運営	特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の
		取扱い
	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第百五十七条	この法律	この法律若しくは第百五十条の四において
		準用する証券取引法

表のとおりとする。

昭和二十三年法律第二十五号)の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の

2 第百五十八条 法第百五十条の四の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法 的会社 この法律 届出書若しくは添付書類又は 十条第一項の規定による届出 業務開始届出、 業務開始届出を行った特定目 第七条第二項の 新計画届出又は第十二条第 項の規定による届出に係る 変更届出、 第 準用する証券取引法 第百五十条の三第二 この法律若しくは第百五十条の四におい 第百五十条の三の規定による届出に係る 行った特定譲渡人 項の規定による届出を て

- 6 1 -

読み替える証券取引法の	読み替えられる字句	読み替える字句
規定		
第三十三条	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
第四十一条	有価証券の売買等、外国市場	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
	証券先物取引又は有価証券店	
	頭デリバティブ取引	
第四十二条第一項(第二	第三十四条第二項第一号の投	投資者
号から第四号まで、第七	資一任契約に係る業務として	
号及び第八号を除く。)	行うもの及び投資者	
	証券業	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
	有価証券の売買その他の取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
	又は有価証券オプション取引	
	若しくは有価証券店頭オプシ	

売買の別又はこれに相当する取引の別	売買の別(有価証券指数等先
	取引若しくはその受託等
	は有価証券店頭デリバティブ
	証券オプション取引の受託又
	指数等先物取引若しくは有価
	う。以下同じ。)、有価証券
	という。)を受けることをい
	理の申込み(以下「委託等」
	受託等(媒介、取次ぎ又は代
資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券の売買若しくはその
	ンの対価
資産対応証券の価格	有価証券の価格又はオプショ
	ョン取引

	氧(不何詞参打数等分物耳言
	等 / 与西正参旨效等七勿以引
	又は有価証券指数等先物取引
資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券の売買その他の取引
	び第四十七条第三項
この号及び次条第一項第一号	この号、次条第一項第一号及
	券店頭デリバティブ取引
資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券の売買等又は有価証
	おいて同じ。)
	理府令で定める事項。次号に
	の別に相当するものとして総
	ティブ取引にあつては、売買
	取引又は有価証券店頭デリバ
	物取引、有価証券オプション

	られている買戻条件付売買そ	
	(買戻価格があらかじめ定め	
資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券の売買その他の取引	第四十二条の二第一項
	等	
	価証券店頭デリバティブ取引	
	う。以下同じ。) 若しくは有	
	くは第三号に掲げる行為をい	
	はこれに係る同項第二号若し	
	(有価証券オプション取引又	
	、有価証券オプション取引等	
	る行為をいう。以下同じ。)	
	第二号若しくは第三号に掲げ	
	又はこれに係る第二条第八項	

_		価	市		 有	σ	1.1			₽∇		ζ,	<u></u>
	以下こ	証券店	場証券	先物取引、	価証券	取引等	いて「有の	イブ取る	しくは	取引、外	物取引、	。 又	他の政
:	の条にお	顕デリバ	先 物 取 引	オプション、	又は有価	の取引等」という。)	価証券の	51 (以下	有価証券	国市場証	有価証券	は有価証	令で 定め
	(以下この条において「有価	価証券店頭デリバティ ブ取引	市場証券先物取引若しくは有		有価証券又は有価証券指数等	°	有価証券の売買その他	ティブ取引 (以下この条にお	若しくは有価証券店頭デリバ	外国市場証券先物取引	有価証券オプション)又は有価証券指数等先	の他の政令で定める取引を除
_	届 ——	引	有	外 国			他	お	バ	引	シ	先	除
					資産対応証券								

	十一条第二項において同じ。	
をいう。	をいう。以下この条及び第五	第四十二条の二第三項
	等	
資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券の売買その他の取引	第四十二条の二第二項
資産対応証券に	有価証券等に	
E	等に	
資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券の売買その他の取引	
	六項	
この条	この条及び第六十五条の二第	
	頭デリバティブ取引	
	証券先物取引又は有価証券店	
資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引	有価証券の売買等、外国市場	
	証券等」という。)	

第四十三条	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
	有価証券の買付け若しくは売	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
	付け若しくはその委託等、有	
	価証券指数等先物取引、有価	
	証券オプション取引若しくは	
	外国市場証券先物取引の委託	
	又は有価証券店頭デリバティ	
	ブ取引若しくはその委託等	
第四十五条	親法人等又は子法人等	親会社(特定譲渡人たる法人の発行済株式
		の総数の過半数に当たる株式又は資本の過
		半に当たる出資口数を有する株式会社又は
		有限会社をいう。) 又は子会社 (特定譲渡
		人が発行済株式の総数の過半数に当たる株

第二十六条 法第百六十三条第一項の規定において特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者から

特定目的信託の信託財産について準用する法の規定の読替え) 第三章 特定目的信託制度 証券業 ブ取引 為 又は有価証券店頭デリバティ 第二条第八項各号に掲げる行 有価証券の売買その他の取引 資産対応証券の募集等の取扱い 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引 式又は資本の過半に当たる出資口数を有す 資産対応証券の募集等の取扱いの業務 株式会社又は有限会社をいう。) 該出資に係る払込み若しくは給付を受けた る場合における当該株式を発行し、 又は当

特定目的信託の信託財産として取得する資産について法第百五十一条(第四項を除く。) の規定を準用す

る場合における当該規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百五十一条第一項	取得	原委託者から特定目的信託の信託財産とし
		て取得
第百五十一条第二項及び	取得し、又は所有	原委託者から特定目的信託の信託財産とし
第三項		て取得

2 法第百六十三条第一項の規定において受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、 又

は所有する資産について法第百五十一条(第四項を除く。)の規定を準用する場合においては、 同条 (第

四項を除く。) 中「取得」とあるのは、「特定目的信託の信託財産として取得」と読み替えるものとする。

(特定目的信託契約の期間)

第二十七条 第三条の規定は、法第百六十五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分及び政令で定

める期間について準用する。

資産信託流動化計画の変更届出について準用する法の規定の読替え)

第二十八条 法第百六十六条第二項の規定において同条第一項の規定による届出について法第九条第二項及

び第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

資産	一変更	変更	第九条第三項	第九条第二項 特定	読み替える法の規定 読み
資産流動化計画の変更が	変更後の資産流動化計画	変更に係る場合	変更届出が資産流動化計画の	特定目的会社	読み替えられる字句
資産信託流動化計画の変更が	変更後の資産信託流動化計画	条第二項の届出書	第百六十六条第二項において準用する第九	受託信託会社等	読み替える字句

(著作権を特定資産とする特定目的信託契約に付すべき条件)

第二十九条 第二十四条第一項の規定は法第百六十九条第二号に規定する政令で定める特定資産について、

第二十四条第二項の規定は同号に規定する政令で定める条件について、それぞれ準用する。この場合にお いて、第二十四条第一項中「信託会社等 (法第三十一条の二第一項に規定する信託会社等をいう。) 」と

あるのは、 「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

社債的受益権を定める特定目的信託契約に付すべき条件)

第三十条 法第百六十九条第四号に規定する政令で定める条件は、

次に掲げるものとする。

う。) について、信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期

あらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権(以下この条において「社債的受益権」とい

ごとの配当額をあらかじめ定めること。

前号の配当は、六月ごと又は一年ごとに行うこと。

 \equiv 第一号の配当額は、 一の社債的受益権ごとに均一とすること。

四 当該社債的受益権の元本の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の

配当を行う時期に一括して行うこと。

五 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わ

ないこと。

六 第一号の配当又は第四号の償還を行うことができない場合は、特定目的信託を終了させること。

(受益証券について準用する商法の規定の読替え)

第三十一条 法第百七十四条第三項の規定において受益証券について商法第二百六条第二項及び第三項の規

定を準用する場合においては、これらの規定中「会社」とあるのは、 「受託信託会社等」と読み替えるも

のとする。

(受益証券の権利者について準用する商法の規定の読替え)

第三十二条 法第百七十五条第二項の規定において受益証券の権利者について商法の規定を準用する場合に

おける同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百二十四条ノ二第二	項	第二百二十四条ノ二第一		第二百二十四条第一項	読み替える商法の規定
会社		会社	株主名簿	会社	読み替えられる字句
受託信託会社等		受託信託会社等	権利者名簿	受託信託会社等	読み替える字句

一受益証券ノ権利者	株主	第二百三条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
次の表のとおりとする。		合における同法の規定に係る技術的読替えは、
法第百七十八条第一項の規定において特定目的信託の受益権について商法の規定を準用する場	第一項の規定において特定目的:	第三十三条 法第百七十八条
· 替え) ·	(特定目的信託の受益権について準用する商法の規定の読替え)	(特定目的信託の受益権に
		項
受託信託会社等	会社	第二百二十四条ノ三第四
権利者名簿	株主名簿	項
受託信託会社等	会社	第二百二十四条ノ三第一
八主タル事務所)		
号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキ		
一務の兼営等に関する法律施行令第二条第二		
本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業	本店	項

株主名簿	項件券	第二百二十六条ノ二第二 会社	会社	項は、一株券ノ	第二百二十六条ノ二第一 株主	株券	株主名簿	第二百九条第一項 会社	第二百八条	第二百七条	会社	第二百三条第三項 株主
I簿							I簿					
権利者名簿	受益証券	受託信託会社等	受託信託会社等	受益証券ノ	受益証券ノ権利者	受益証券	権利者名簿	受託信託会社等	受益証券ノ権利者	受益証券	受託信託会社等	受益証券ノ権利者

いて準用する第二百三十

権利者集会の決議の方法について準用する法の規定の読替え)

七条第二項

第三十五条

法第百八十二条第三項の規定において権利者集会の決議の方法について法第六十条の規定を準

用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

受益証券の権利者	優先出資社員	第六十条第三項
受託信託会社等	特定目的会社	第六十条第二項
権利者集会	社員総会	
受益証券の権利者	優先出資社員	
受託信託会社等	特定目的会社	第六十条第一項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

書面による議決権の行使について準用する商法特例法の規定の読替え)

第三十六条 法第百八十四条第二項の規定において同条第一項の書面による議決権の行使について株式会社

の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。 第二十一条の三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む

。) に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法特例法の	読み替えられる字句	読み替える字句
規定		
第二十一条の三第二項	株主総会	権利者集会
	株主が	受益証券の権利者が
第二十一条の三第三項	株主総会	権利者集会
第二十一条の三第四項	株主	受益証券の権利者
第二十一条の三第六項に	取締役	受託信託会社等
おいて準用する商法第二	総会	権利者集会
百三十九条第五項	本店	本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業
		務の兼営等に関する法律施行令第二条第二

読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定
	、次の表のとおりとする。	規定に係る技術的読替えは、
いいて商法の規定を準用する場合における同法の	法第百八十八条の規定において権利者集会について商	第三十八条 法第百八十八条
	権利者集会について準用する商法の規定の読替え)	(権利者集会について準用
	のとする。	ノ権利者」と読み替えるものとする。
2、同条中「社債権者」とあるのは、「受益証券	いて商法第三百九条ノ五の規定を準用する場合においては、	いて商法第三百九条ノ五の
項の権利者集会の決議により定められた者につ	法第百八十五条第二項の規定において同条第一	第三十七条 法第百八十五条
0商法の規定の読替え)	(権利者集会の決議により定められた者について準用する商法の	(権利者集会の決議により
		百三十九条第六項
		おいて準用する商法第二
受益証券ノ権利者	株主	第二十一条の三第六項に
八主タル事務所)		
号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキ		

総受益証券ノ権利者	総社債権者	第三百二十七条第二項
受益証券ノ権利者ノ	社債権者ノ	
受益証券募集	社債募集	第三百二十六条
受益権	株式	項
受益証券ノ権利者	株主	第二百三十九条ノ二第二
		項
		第二百三十九条ノ二第一
		二百三十九条第二項及び
受益証券ノ権利者	株主	第二百三十七条ノ三、第
金融機関ナルトキハ主タル事務所)		
施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル		
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律		
受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ	本店	第二百三十三条

第二号から第十三号までに掲げる金融機関		
託業務の兼営等に関する法律施行令第二条		
本店(当該受託信託会社等が金融機関の信	本店	
受託信託会社等	取締役	第六十三条第四項
受益証券の権利者	特定社員	第六十三条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定
次の表のとおりとする。	を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、	を準用する場合における当
る決議を行う場合について法第六十三条の規定	法第百八十九条第三項の規定において書面による決議	第三十九条 法第百八十九条
	(書面による決議について準用する法の規定の読替え)	(書面による決議について
ハ主タル事務所)		
号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキ		
務の兼営等に関する法律施行令第二条第二		
本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業	本店	第三百三十九条第三項

		である場合は、主たる事務所)
第六十三条第五項	特定社員及び優先出資社員	受益証券の権利者
	特定目的会社	受託信託会社等
(種類権利者集会について	(種類権利者集会について準用する法の規定の読替え)	
第四十条 法第百九十二条の	法第百九十二条の規定において種類権利者集会について	こついて法第百八十八条の規定を準用する場合に
おける当該規定(当該規定	おける当該規定(当該規定において準用する商法の規定を含む。	ら含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとお
りとする。		
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百八十八条	、第三百三十三条(代表者・	並びに
	執行者の解任) 並びに	
	同法第三百三十三条中「代表	同法
	者若八執行者」とあるのは「	
	其ノ決議ニ依リ定メタル執行	

第三百九条ノ四 社債権者ト 受益証券ノ権 第三百九条ノ四 社債権者ト では 受益証券ノ権 第三百九条ノ四 ・		者」と、同法	
百九条ノ四 社債権者ト 受益証券 1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1日、1	第百八十八条において準	資産の流動化に関する法律第	資産の流動化に関する法律第百九十二条ニ
百九条ノ四 社債権者ト 受益証券 (受益証券) (用する商法第二百四十三	百八十一条第二項	於テ準用スル同法第百八十一条第二項
百九条ノ四 社債権者ト 受益証券の表示 「項 読み替えられる字句 利者全る商法第三百二十七 「原る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 利者全の表達の表面を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	条		
百九条ノ四 社債権者ト 受益証を権利者について準用する商法の規定の読替え) 「「「「「「「「「「」」」」」」」 「「」」」 「「」」 「」 「」	第百八十八条において準	総受益証券ノ権利者	当該種類ノ受益権ヲ表示スル受益証券ノ権
百九条ノ四 社債権者ト 受益証 受益証	用する商法第三百二十七		利者全員
百九条ノ四 社債権者ト 受益証 受益証 (の表の) (の表を) (の表			
百九条ノ四 社債権者ト 受益証 付款の規定 読み替えられる字句 読み替えられる字句 読み替えられる字句 読み替えられる字句 読み替えられる字句 読み替えば、次の表のとおりとする。	(代表権利者について準用	する商法の規定の読替え)	
社債権者ト 次の表のとおりとする。	条	の規定において代表権利者につ	いて商法の規定を準用する場合における同法の
の規定 読み替えられる字句	規定に係る技術的読替えは		
社債権者ト	読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三百九条ノ四	社債権者ト	受益証券ノ権利者ト

社債権者ノ

| 受益証券ノ権利者ノ

_	1 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	社債権者集会	権利者集会
第三百九条ノ五	社債権者	受益証券ノ権利者
第三百十一条ノ二第一項	社債権者二	受益証券ノ権利者ニ
2 法第百九十八条の規定に	法第百九十八条の規定において代表権利者の解任について商法	て商法第三百三十三条の規定を準用する場合に
おいては、同条中「社債権	同条中「社債権者集会」とあるのは、「権利者集会」	『集会』と読み替えるものとする。
(特定信託管理者について	(特定信託管理者について準用する商法の規定の読替え)	
第四十二条 法第百九十九条	法第百九十九条第五項の規定において特定信託管理者	記管理者について商法の規定を準用する場合にお
ける同法の規定に係る技術的読替えは、	3的読替えは、次の表のとおりとする。	こする。
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十五条ノニ	取締役	受託信託会社等
第二百九十七条ノ三	社債権者	受益証券ノ権利者
	社債丿	受益権ノ
第三百九条ノ四	社債権者ト	受益証券ノ権利者ト

	社債権者ノ	受益証券ノ権利者ノ
	社債権者集会	権利者集会
第三百十一条ノニ第一項	社債権者集会	権利者集会
	社債権者二	受益証券ノ権利者ニ
第三百十二条第一項前段	社債権者集会	権利者集会
及び第三百十三条		
(計算書類等について準用する商法の規定の読替え)	する商法の規定の読替え)	
第四十三条 法第二百三条第	法第二百三条第二項の規定において同条第一項	項の書類について商法第二百八十二条の規定を準
用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、		次の表のとおりとする。
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十二条第一項	取締役	受託信託会社等
	本店	本店(受託信託会社等ガ金融機関の信託業
		務の兼営等に関する法律施行令第二条第二

又八受託信託会社等	又八会社	
受益証券ノ権利者	株主	第二百八十二条第二項
主タル事務所以外ノ事務所)		
乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキハ		
支店(受託信託会社等ガ同令第二条第二号	支店	
八主タル事務所)		
号乃至第十三号ニ掲グル金融機関ナルトキ		

(利益の特定資産組入れ)

第四十四条 法第二百五条の規定により特定資産の管理又は処分により得られる利益を特定資産とする場合

は、当該利益につき課される公租公課を控除するものとする。

(受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について準用する商法の規定の読替え)

第四十五条 商法第二百九十四条ノ二第二項及び第三項の規定を準用する場合においては、これらの規定中「会社」と 法第二百七条第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について

あるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

(反対権利者の買取請求について準用する商法の規定の読替え)

第四十六条 十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 法第二百十条第四項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について商法第二百四

次の表のとおりとする。

項		
第二百四十五条ノ四	第二百四十五条ノニ	資産の流動化に関する法律第二百十条第一
		項
	株主	受益証券ノ権利者
	会社	受託信託会社等
(特定目的信託契約の変更	特定目的信託契約の変更の承認の決議を行う種類権利者集会に	[集会について準用する法の規定の読替え)
第四十七条 法第二百十一条	法第二百十一条第二項の規定において同条第一	項の承諾の決議を行う種類権利者集会について
法第二百八条第三項及び第	法第二百八条第三項及び第四項並びに第二百十条の規定を準用す)準用する場合におけるこれらの規定に係る技術
的読替えは、次の表のとおりとする。	りとする。	
読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八条第三項	第一項第一号の	第二百十一条第一項の種類権利者集会の承
		諾を受ける
第二百八条第四項	第一項第一号	第二百十一条第一項

第二百十条第四項		第二百十条第一項
元本持分	場合に限る。)	第二百八条第一項(第一号の
利益持分		第二百十一条第一項

| 受託信託会社等の辞任及び解任について準用する商法の規定の読替え)

第四十八条 法第二百十三条第三項の規定において同条第二項の場合について商法第八十八条の規定を準用

する場合においては、同条中「本店」とあるのは、

の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル金融機関ナルトキハ主タル事

務所)」と読み替えるものとする。

前受託信託会社等が作成した書類について準用する商法の規定の読替え)

第四十九条 法第二百十四条第五項の規定において同条第一項に規定する書類について商法第二百八十二条

第二項の規定を準用する場合においては、同項中「又八会社」とあるのは、 「又八受託信託会社等」と読

み替えるものとする。

(特定目的信託契約の解除の請求について準用する商法の規定の読替え)

「 受託信託会社等丿本店 (受託信託会社等ガ金融機関

第五十条 法第二百十六条第二項の規定において同条第一項の請求について商法第八十八条及び第百九条第

一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

受託信託会社等	会社	第百九条第二項
金融機関ナルトキハ主タル事務所)		
施行令第二条第二号乃至第十三号二掲グル		
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律		
受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ	本店	第八十八条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える商法の規定

特定目的信託契約の終了時について準用する商法の規定の読替え)

第五十一条 法第二百十八条第三項の規定において同条第一項の場合について商法第二百八十二条第二項の

規定を準用する場合においては、同項中「又八会社」とあるのは、「又八受託信託会社等」と読み替える

ものとする。

(業務の委託について準用する法の規定の読替え)

第五十二条 法第二百二十三条第三項の規定において同条第一項の委託について法第百四十四条第五項及び

第百四十六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

資産信託流動化計画	資産流動化計画	
百四十四条第五項	項	
第二百二十三条第三項において準用する第	第百四十四条第四項及び第五	
受託信託会社等	特定目的会社	第百四十六条
受益証券	資産対応証券	
受託信託会社等	特定目的会社	第百四十四条第五項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法の規定の読替え)

第五十三条 法第二百二十五条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第百五十

条の四の規定を準用する場合においては、同条中「第百五十条の四」とあるのは「第二百二十五条第一項 において準用する第百五十条の四」と、「その資産対応証券の募集等の取扱い」とあるのは「その受益証

券の募集等」と読み替えるものとする。

(特定目的信託について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)

第五十四条

る場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法第二百二十六条第一項の規定において特定目的信託について非訟事件手続法の規定を準用す

売み替えるド公事牛手売	売り替えられる字可	売り替える学可
法の規定		
第百二十六条第一項	商法(明治三十二年法律第四	資産の流動化に関する法律(以下資産流動
	十八号)第五十八条、第七十	化法ト称ス)第二百十条第四項(資産流動
	条ノ二第一項但書、第百七十	化法第二百十一条第二項ニ於テ準用スル場
	三条第四項、第百七十八条、	合ヲ含ム) ニ於テ準用スル商法 (明治三十
	第二百四条ノ四第一項、第二	二年法律第四十八号)第二百四十五条ノ三
	百十七条第二項、第二百三十	第三項
	七条第二項、第二百四十五条	

第二項、第二百五十八条第二項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ八第三項、第二百八十条ノ二、第二百八十条ノ二、第二百八十条ノニ、第二百八十条ノニ、第二百八十条ノニ、第二百八十条月 「項、第二百九十三条第一項、第二百八十条ノニ、第二百八十条第三項、第二百八十条月三項、第二百八十条ノニ、第二百八十条ノニ、第二百八十条ノニ項、第二百九十三条ノハ第一項、第二百九十三条ノハ第

施行令第二条第二号乃至第十三号二掲ゲタ	第二十四条第一項二於テ準用
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	一条ノ二第一項 (有限会社法
受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ	会社(親会社(商法第二百十
	三十号)第三十二条第七項
	る法律(昭和五十九年法律第
	株券等の保管及び振替に関す
	ビ第五十二条ノ三第一項並ニ
	条ノ三第一項、第四十五条及
	十八条ノ二第一項、第四十四
	、第十二条ノ二第一項、第二
	七十四号)第八条第一項但書
	限会社法(昭和十三年法律第
	一項及ビ第二百九十四条、有

三第三項	同法第三百七十一条第三項二	
ム)ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ	項、第三百五十五条第二項 (
化法第二百十一条二於テ準用スル場合ヲ含	項(同法第三百四十九条第二	
資産流動化法第二百十条第四項(資産流動	項 商法第二百四十五条ノ三第三	第百三十二条ノ六第一項
	在地	
	タルトキハ子会社) ノ本店所	
	ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シ	
	スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同	
	二百十一条ノ二第一項ニ規定	
	主又八社員ガ子会社(商法第	
	社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ株	
在地	テ之ニ同ジ) 二規定スル親会	
ル金融機関ナルトキハ主タル事務所)ノ所	スル場合ヲ含ム以下本項ニ於	

第百九十九条第五項ニ於テ準用スル商法第	四条第一項及ビ第三項、第三	
四、資産流動化法第百九十六条第二項及ビ	項、第三百十三条、第三百十	
条第五項ニ於テ準用スル商法第三百九条ノ	九条ノ四、第三百十二条第三	
資産流動化法第百九十八条及ビ第百九十九	商法第三百九条ノ三、第三百	第百三十五条ノ十五
受益証券ノ権利者	株主	
受託信託会社等	取締役	第百三十二条ノ六第二項
	項	
同項	同法第二百四十五条ノ三第三	
	スル場合ヲ含ム)	
	十三条ノ三第七項ニ於テ準用	
	百八条ノ三第二項及ビ第四百	
	第三百五十八条第七項、第四	
	於テ準用スル場合ヲ含ム)、	

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	所在地
受託信託会社等ノ本店(受託信託会社等ガ	社債ヲ発行シタル会社ノ本店
ル場合ヲ含ム)	
(資産流動化法第百九十二条二於テ準用ス	
五条並二資産流動化法第百八十七条第二項	
合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第三百二十	
産流動化法第百九十二条二於テ準用スル場	
条第四項、資産流動化法第百八十八条(資	
合ヲ含ム)ニ於テ準用スル商法第三百二十	
産流動化法第百九十二条二於テ準用スル場	十六条第三項及ビ其準用規定
条、資産流動化法第百八十一条第四項(資	三十六条第一項並二第三百七
九条第五項ニ於テ準用スル商法第三百十三	項、第三百二十五条、第三百
三百十二条第三項、資産流動化法第百九十	百十九条、第三百二十条第四

	第三項ノ規定ニ依ル選任ノ申	
	項ノ規定ニ依ル許可又八同条	
解任	解任、同法第三百十四条第一	
用スル商法第三百十三条		
資産流動化法第百九十九条第五項ニ於テ準	同法第三百十三条	
十二条第三項		
九十九条第五項ニ於テ準用スル商法第三百		
資産流動化法第百九十六条第二項及ビ第百	同法第三百十二条第三項	
条第五項ニ於テ準用スル商法		項
資産流動化法第百九十八条及ビ第百九十九	商法	第百三十五条ノ十六第一
在地		
ル金融機関ナルトキ八主タル事務所)ノ所		
施行令第二条第二号乃至第十三号二掲ゲタ		

	請	
第百三十五条ノ十八	商法第三百九条ノ三ノ規定ニ	資産流動化法第百八十一条第四項(資産流
	依ル許可又八同法	動化法第百九十二条二於テ準用スル場合ヲ
		含ム)二於テ準用スル商法
第百三十五条ノ十九第一	商法	資産流動化法第百八十八条(資産流動化法
項		第百九十二条二於テ準用スル場合ヲ含ム)
		二於テ準用スル商法
第百三十五条ノ二十第一	商法第三百三十六条第一項	資産流動化法第百八十七条第二項(資産流
項		動化法第百九十二条二於テ準用スル場合ヲ
		含厶)
	許可ノ申請	申立
	社債管理会社、代表者又八執	利害関係人
	行者	

項	第百三十五条ノ二十第二
	申請
	申立

(船舶登記規則等に係る特例)

第五十五条 特定目的信託に係る船舶登記規則(明治三十二年勅令第二百七十号)第一条において準用する

不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第百十条ノ五第一項の規定の適用については、同項第一号

中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又八特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る社債等登録法施行令第四十九条第一項の規定の適用については、同項第一号中「信

託管理人」 とあるのは、 「代表権利者又八特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る鉱業登録令 (昭和二十六年政令第十五号) 第六十八条第一項 (特定鉱業権関係登録

令 (昭和五十三年政令第三百八十二号) 第二十一条において準用する場合を含む。) の規定の適用につい

ては、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、 「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

4 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第一号中「信託管理人」とあるのは、 特定目的信託に係る漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)第五十一条第一項(同令第六十二

· 代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 記法第百十条ノ五第一項の規定の適用については、 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第九条において準用する不動 同項第一号中「信託管理人」とあるのは、 「代表権利 遊産登

者又八特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る特許登録令(昭和三十五年政令第三十九号)第五十八条第一項(実用新案登録令(

昭和三十五年政令第四十号)第七条、意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第七条及び商標登録令 昭和三十五年政令第四十二号)第十条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同項

第二号中「信託管理人」とあるのは、 「代表権利者又は特定信託管理者」とする

7 特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第三十七条の規定の適用につ

61

ては、

同条第二号中「信託管理人」

とあるのは、

「代表権利者又は特定信託管理者」

とする。

8 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)第五十五

条の規定の適用については、同条第二号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者

」とする。

第四章 雑則

(権限の委任)

第五十六条 金融再生委員会は、 総理府令で定めるところにより、 法による権限(法第二百二十九条第一項

の規定により金融庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することが

できる。

2 金融庁長官は、 総理府令で定めるところにより、法第二百二十九条第一項の規定により委任された権限

の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則

1 この政令は、 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年

次項において「改正法」という。)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行す

る

法律第九十七号。

2 前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令の規定は、なお効力を有する。 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社に関する事項については、この政令による改正